

## 平成30年5月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年5月2日(水)  
午後13時30分～14時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件  
議案第8号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

### 出席委員

17名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	15番 西尾 信秋
4番 古村 正夫	17番 水上 俊秀
5番 山崎 和英	18番 杉森 清弘
6番 田悟 敏子	19番 吉江 秀一
7番 中村 重樹	20番 前田 真一郎
8番 和田 俊信	
9番 青島 由弘	
10番 高藤 孝一	

### 欠席委員

13番 三輪 和雄	16番 島倉 博
14番 大谷 文男	

平成30年5月2日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。5月に入りまして、早い所では4月の10日頃から田植えが始まっているみたいですが、今朝の新聞を見ておりますと、4月の平均気温が平年よりも2度高いということで、自分もハウスで苗を作っていて、老化が早いなと思っていたら、案の定、気温が大分高くなっているという感じです。明日、あさっては寒気が下りてくるということですが、このまま高い状態が続くのではないかなと思っております。稲の苗に限らず、高温が続き、春先から農作業や管理が大変しくなっております。そのような忙しい中、皆さん総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会5月総会を開催いたします。〇〇委員さんは遅れてくるということで、ただいまの出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。〇番の〇〇委員さん、〇番の〇〇委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第5号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第8号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は2筆あり、合計面積が2,033㎡で、売買により所有</p>

	<p>権移転を行おうとするものです。位置図については、1 ページから 3 ページをご覧ください。別紙の資料をご覧くださいと、譲受人の〇〇さんの自宅との位置関係がわかるようになっております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号 1 番について、〇番の〇〇地区・〇〇委員より調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。よろしく申し上げます。本件は農地の売買であります。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇 〇〇外 1 筆で、面積は 2,033 ㎡です。両家を訪問して参りました。〇〇さんのご高齢で、お子さん達も遠方にお住まいで後継者がおられないことから、現在は担い手さんに耕作をお願いされています。規模の縮小も含めて農地を売りたいということで、遠い親戚である〇〇さんに相談し、農地の売買について合意されました。〇〇さんもお高齢ですが、ご本人に農業をされる意欲があります。現在も 3 町ほど耕作されております。購入された土地は〇〇さんの所から 1 km ほどの距離がありますが、耕作は充分可能だと思われます。今後の管理もお願いしてきましたが、〇〇さんの面積が増えましたので、今後は担い手の方にもお任せしたいということを考えている様であります。私が農業委員になりまして、昨年の〇月か〇月頃にも同一の案件があり、今回で〇回目です。〇〇さんのご自宅の近くに数枚の田んぼが残っただけの状態になり、また規模の縮小を考えておられるようです。こちらは昨年度から圃場整備事業が実施されていますので、〇〇さんにも確認をしまして、全面的に圃場整備事業には協力するということですので、問題は無いと思ひます。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>なぜ、こんなに細切れにして売買しているのでしょうか。前回もありませんでしたね。</p>

〇〇委員	<p>抵当権がついているので、徐々に、売りやすい所から売っているという状態です。今回の売買の所と、北電の地上権がついている所は事務処理が終わり次第進めているという状態です。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第5号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第5号について「承認」といたします。続いて、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、面積が5.52㎡で、貸車庫敷地として昭和59年より違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、4ページと5ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>では、受付番号2番について、〇〇地区担当の〇〇より、調査報告をいたします。</p>
〇〇委員	<p>ただいま事務局からご説明ありましたが、違反転用です。5㎡という大変小さな面積です。位置図の4ページをご覧ください。申請地の上の方に現在の〇〇がございます。〇〇が新しくできた時に、隣接する車庫が申請地となっておりますが、その道も新設されたということで、当時所有しておられた〇〇さんが、貸車庫をすれば需要があると思い、そちらに造られました。ほんの少し田が残っていたそうです。始末書も出ております。公図も見ても明確には確認できません。住宅地図を見ればそうなのかなと思いますが、要するに、現況と公図と行政にもちゃんと言っていたのかわかりませんが、申請漏れがあったということです。先ほどの〇〇さんというのは、申請者の〇〇さんのお父様です。〇〇さんはお嫁に行かれた娘さんになります。現在は〇〇にお住まいです。相続されまして、田んぼは委託しているそうです。</p>

	<p>それも徐々に手放していきたいという本人の意向を聞いております。貸車庫については現状のまま、不動産として持っておきたいそうです。位置図の〇〇が唯一畑として残っている所です。現況も畑になっていましたが、今の所有者である〇〇さんには同意書もいただいていますし、地区の町内会長さんにも同意をいただいております。排水、用水関係にも特に支障はないということで、今後違反転用が無いように努めたいということで、始末書も出ておりますので、ぜひよろしく願いします。以上です。</p>
	(〇〇委員 入室)
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	今までの違反転用の場合は、普通に許可を出されていたのか、ペナルティとかをかけておられたのでしょうか。
事務局	過去にペナルティをかけていたかについては調べていないので分からないのですが、申し訳ありません。
会長	今までは無いです。
〇〇委員	無いということは、違反転用でもそのまま許可が出たということですね。
会長	そうですね。でも、あまりにも過去のものばかりです。
〇〇委員	それを聞いてどうこうという訳ではないですが、参考にしていかないといけないので聞いてみました。要するに、農地法では違反なので、ペナルティがあるのかどうかを今後の審査のために聞いてみただけです。
会長	ただ、ここは農業委員会の総会なので、ここでダメだということになれば、申請は止まると思います。その辺の線引きは難しいですよ。ただ明らかに違反転用だとわかっていて、転用をするというのは許しがたいとは思いますが。

〇〇委員	悪質なものは別として、このような小さいものですから、どうという事はないですが、一般の方は別として、企業とかであればペナルティをかけていかないといけないのではないかなと思っただけです。ただ、これから私達も一般の方にPRしていかないといけないと思います。
会長	一度、始末書を書いていたのに、二度も始末書を書いたらおかしいですよ。そういう所もきちんと見てもらいたいと思います。よろしくお願い致します。
〇〇委員	実質的に登記的にはこうなっているが、実際現地はこうなっているということですよ。これはどうしてわかったのですか。
会長	相続です。行政書士の方が調べてわかりました。
〇〇委員	相続した時に、三角の部分がここへ来ていたのですか。〇〇よりも5.52㎡だけ面積が大きかったから見つかったのでしょうか。
〇〇委員	分割したのではないですか。
〇〇委員	〇〇を潰して貸駐車場にしたつもりでしたが、〇〇が入っていたということですかね。
会長	結局、お互い口約束で隣接する田んぼのいろいろなやり取りもあったりして、当事者じゃないとわからないです。
事務局長	〇〇さんは、この中には他に田を持っておられないのでしょうか。
〇〇委員	全部駐車場にしてしまったが、たまたまこの面積が残っていたということですか。
会長	田で残っていた物件です。 本人ではなく親戚の方に聞いてきたので、詳しいことはわかりません。〇〇委員さんも良く分かっておられると思いますけど、〇〇はこういう事がよくありますよね。

〇〇委員	よくあります。
会長	〇〇委員さんのお住まいの〇〇のようにきちんと区画された所ならわかりやすいですが、ここは昔のままなので、公図と現況が全く違うことはよくあります。
〇〇委員	田んぼが3枚か4枚しかないのに、登記簿を取りに行ってみてわかったということでしょう。
会長	よろしいでしょうか。他に無いようですので、「異議なし」として議案第6号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として議案第6号については「承認」といたします。続いて、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。なお、議案第7号については5件ございますので、一つずつ、審議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。 受付番号9番は、面積が221㎡で、分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、6ページから8ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、受付番号9番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは、報告させていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。こちらは親子関係です。転用目的は分家住宅であります。現在は同居されていますが、お子さんもいて、今後同居をしていくには手狭であり、将来のことも考えて新しく住宅を建設したいということです。将来は親の生活を支えていきたいと考えており、実家の

	<p>敷地内の申請地を希望されています。位置図の9ページをご覧ください。〇〇さんのご自宅の上にも田がありますが、こちらを耕作している〇〇さんの承諾は得ております。こちらは〇〇のすぐ横で、建てる時に〇〇の横にU字溝を入れて排水をしたいということです。〇〇に〇〇があるかわからないということで、確認をしてからU字溝を入れて宅地の排水をしたいということです。こちらは下水が入っていないので、合併浄化槽を経由して、排水に落とすということです。特に問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号10番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号10番は、面積が63㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから15ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号10番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。譲受人は〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。お2人は親子関係です。申請地は〇〇、面積は63㎡です。申請理由は、息子さんのご家族が増えて現在のお住まいが狭くなった為、新たに住宅を建てたいということをお父さんに相談されて、今後農業に従事するという事を約束し、分家住宅を承諾したそうです。将来、家族の介護や子供たちの成長を考えて土地を探したところ、周りにはなかなか候補地が無く、すべて田んぼだったことから、本宅敷地南東側の空いている場所に家を建てることにしました。道路からは〇〇さんの従業員駐車場があり分家住宅に出入りできないため、当該申請地を出入り口及び駐車場に利用するという事でした。雨水は自然勾配を利用して田んぼ及び本宅敷地内へ、生活排水は合併浄化槽を経由し、生活排水路に接続し、用悪水路へ流します。土地改良区や自治会長の同意</p>

	も得ています。隣接地は〇〇さんの田んぼですので、問題はありません。農地の搬入路や取水口は既存のものを利用し、排水も既存の排水口から、〇〇の田んぼから排水の暗渠を通して〇〇の田んぼに排水をするそうです。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号 1 1 番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号 1 1 番は、面積が 36 m<sup>2</sup>で、駐車場及び通路敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、16 ページと 17 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	では、受付番号 1 1 番について、〇〇地区担当の〇〇より、調査報告致します。
〇〇委員	<p>譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。転用目的は駐車場及び通路敷地です。これまでに何回か申請が出ています。位置図 16 ページをご覧ください。〇〇のある敷地ですが、町の中にあり大変いびつな場所に建っております。大型トレーラーは入れなくて、大型のトラックまでは入れます。とにかく〇〇への進入路が狭く、大型車両の通行が大変困難であることから、申請地を駐車場及び通路として利用したいと聞いております。位置図の赤い所が唯一田になっておりまして、他はすべて宅地になっております。〇〇さんはおばあちゃんですが、旦那さんが亡くなられてからも、畑をされていたそうですが、できなくなってきて、そろそろ手放そうかと思っていた所に〇〇さんから欲しいと言われて手放すことになったそうです。〇〇さんは今年の冬、特に大変な雪で〇〇番の〇〇さん、〇〇さんの所の道路が非常に狭いので、この道を拡幅しようと思っていたらしいのですが、赤線青線の部分がたくさんあってどうしようもできないということで、〇〇と書いてある所を賃借で借りて、新しく通路を付けて搬入路にしようと考えており、今回の畑も買い上げて進めていきたいと聞いております。</p>

	<p>用水排水は全く支障がなく問題ありません。道沿いに用水もあるので、こちらも支障はありません。よろしくお願いします。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>ここは道が拡幅されるということですか。</p>
会長	<p>〇〇が新規に道を造るということです。現況の道は市の地面であったり、私有地であったりと細かく分かれていて、実際に売りにたくないと言われる方もおられますが、先ほど説明しました〇〇と書かれている土地は所有者さんの了解を得ました。そこへ〇〇が道を付けるということです。</p>
〇〇委員	<p>ここだけが農地だったということですか。近隣は宅地ですか。</p>
会長	<p>そうです。周りは宅地です。ここが唯一くぼんでいて、畑になっていました。その他は全部盛土がしてありました。</p>
〇〇委員	<p>ここが全部道になるということですか。</p>
会長	<p>全部ではなく、この名前が書いてある所です。</p>
〇〇委員	<p>宅地になっている所に、私有地の道を付けるということですね。</p>
会長	<p>そうです。公道ではありません。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に、受付番号12番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号12番は、面積が433㎡で、貸駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、18ページと19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号12番につ</p>

	いて、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、こちらは〇〇の〇〇さんです。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇の〇〇番地、面積は 433 m <sup>2</sup> です。位置図の 18 と 19 ページをご覧ください。18 ページの斜めに赤線が入っている所、〇〇の道路を挟んで向かい側です。〇〇の従業員とお客様駐車場が手狭になった為、そちらを駐車場として造成して、排水は道路の東側の排水に流すそうです。〇〇さん個人から会社へ貸し出すということです。〇〇さんに確認したところ、この敷地は、以前は〇〇の〇〇でしたが、今はその事業も無くなって、現在は 1 年に 1、2 回草刈りをしていたということです。田は周りにここだけですので、用排水、農道等には特に影響はないと思います。地区長からの同意書も出ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	隣の〇〇番、〇〇さんは雑種地になっていますが、今はどのような状態ですか。
〇〇委員	雑草が生えています。盛土がしてあり、以前は畑をしていたような状態ですが、最近ではなさそうです。
〇〇委員	田になっていますが、田んぼができる状態ではないということですね。
〇〇委員	そうです。長い間、田んぼをしていなくて畑ばかりしていました。用排水はまだ生きています。
会長	以上で、無いようですので、次に、受付番号 13 番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号 13 番は、面積が 201 m <sup>2</sup> で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、20 ページから 23 ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致してお

	りますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	○○地区の○○です。調査報告させていただきます。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんです。こちらは親子関係で、現在同居されています。しかし、若い世帯と生活のパターンの違いなどから、分家したいということで申請が出ております。位置図の21ページの茶色く塗ってある所が申請地になります。位置図の22ページをご覧ください。地目は田ですが、畑と書いてある所に住宅が建つ予定です。現況も畑になっています。そちらは住宅よりも結構下がっているので、住宅を建てるときは相当盛土をしないとイケません。そして、23ページのような分家住宅を建てたいそうです。周りはほとんど○○さんの田んぼで、給水排水共に問題はありません。町内会長等の同意書も出ていますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
○○委員	位置図の中に書いてある点線は何ですか。
○○委員	それは筆数です。21ページをご覧ください。黄色い所が現在の宅地です。
○○委員	番地がこれだけあるということですね。これで3件ほど分家を建てる案件が出てきましたが、相続ではなく賃借権で設定されるのが傾向なのでしょうか。相続をすると税金がかかるので、賃借権でされるのですかね。
○○委員	亡くなられてからなら、相続税がかからないので。
○○委員	お金を借りる時に必要になるのでは。お金を借りるときは全部自分の名義にしておかないと借りられないからではないでしょうか。
○○会長	事務局に質問ですが、これは既存が850㎡の宅地で、今の申請が201㎡の敷地で宅地ですよ。何か限度はなかったですか。1,000㎡超え

	るのはどうでしたか。既存と併せたら 1,000 m <sup>2</sup> を超えていますが、この件はOKなのでしょうか。
事務局	これは1軒としてではなく、別に農家分家住宅として 1,000 m <sup>2</sup> 以内で建ちますので。
会長	分家と言っても、これは使用貸借ですよ。それでもOKなのでしょうか。
事務局	すぐ確認します。
会長	そうですね。今、確認していただいた方が良いですね。
〇〇委員	私の考えですが、既存は 850 m <sup>2</sup> ですよ。1,000 m <sup>2</sup> になってないからまだ増やせるということで、申請地が 201 m <sup>2</sup> 入って、合わせると 1,000 m <sup>2</sup> を超えるということですね。それで次回はもう増やせないということではないですか。
会長	今の説だと 850 m <sup>2</sup> 持っていて、それで 900 m <sup>2</sup> を潰してもそれでもOKということですよ。
〇〇委員	1,000 m <sup>2</sup> に行ってしまったら、もう増やせないと思っていました。
会長	私は 1,000 m <sup>2</sup> になるから増やせないのかと思っていました。
事務局	確認いたしました。結果をお知らせします。分家住宅は分家住宅に供される面積で見ますので、そちらの住宅部分が 500 m <sup>2</sup> を超えていなければ問題はありませぬ。たとえば、既存の家の方がこちらに蔵等を建てるとなると 1,000 m <sup>2</sup> を超えるので問題になると思いますが、今回は分家住宅の面積が 201 m <sup>2</sup> ということで、許可申請は大丈夫ということです。
会長	わかりました。以上で無いようですので、「異議なし」として議案第7号については「承認」といたしてよろしいですか。
全委員	異議なし。

会長	<p>それでは「異議なし」として議案第6号については「承認」といたします。続いて、議案第8号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第8号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が16件で、面積が85,895㎡であり、新規が4件、更新が12件です。</p> <p>「3年以上6年未満」が19件で、面積が110,562㎡であり、新規が1件、更新が18件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、及び「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>申請の内容については6ページから11ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。先月もお配りした農林水産公社からの配分先の一覧として別紙でご案内してあります。ご確認ください。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>これは利用権設定ということで、住所が〇〇で、田が〇〇ということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。農地が〇〇で、所有者さんの住所は例えば、東京にお住まいの方が公社へ預けてということもあります。</p>
〇〇委員	<p>元々〇〇の人も〇〇に預けている方もおられますよね。</p>
事務局	<p>そのパターンも見受けられます。問題はありません。</p>
〇〇委員	<p>〇〇に流出するのは問題ないのですね。許可は〇〇で取らないといけないですが。</p>
〇〇委員	<p>本当は〇〇の方が良いのですが。</p>
〇〇委員	<p>集積という名の下でそれが良いのか悪いのかということですね。</p>

〇〇委員	できれば小矢部市内の中核農家の人にお問い合わせすれば一番良いと思いますが。
会長	当然、市境の入り組んだ所もあるし、ただ昔からの付き合いで、〇〇も、昔の〇〇ですよ。ですから、昔からここで耕作をしていて、農業委員会や地区の中核農業士会等で、市外から入って来るなという意識でやっていた時期もありました。その時、市の農業委員会がどういう動きをしていたのかはわかりませんが、最終的に〇〇みたいに分社して、そういう不満が出ないように、小矢部に〇〇をつくったり、砺波に〇〇をつくったりしています。
〇〇委員	昔、直接〇〇が小矢部に入って来なかったもので、〇〇を創って、耕作をしていたのでしょう。
会長	元々、入っていましたが。昔、耕作もありましたね。
〇〇委員	一時期この話が出た時に、他所のものには預けないようにさせようということにもなりましたが、昔からしている所などは仕方がないなといった話が出たことがあります。
会長	多分、農業委員会に働きかけているのでしょう。
〇〇委員	〇〇さんにしても、前からずっとやっているもので、今さら出て行けと言うこともできない。しかし、どうしたものかと思います。地権者が辞めたと言え別ですが。
〇〇委員	昔は〇〇が農業委員会に言いに来たものです。〇〇も収入が少なくなってきましたので。
会長	私も小矢部の端っこにいて、北側へ向いてしか行けないので、南側へ向いては行けません。多少東側は行っていますが。円で書くと、半円も書けない。お互い様ということで。また何かあれば議題に出したいと思います。よろしくお祈りします。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として、議案第8号については「承認」としてよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>2) 業務報告・予定</li> <li>3) その他</li> </ol>
会長	<p>先ほど、受賞の報告がありましたが、小矢部市農業委員会の増加部数と増加率の割合で全国6位となり、いただけてきました。これは前会長や、前回の農業委員さんのご公歴だと思っております。また今後とも、1年に1委員、2部以上という目標が課せられておりますので、ぜひとも購読の方をよろしくお願いいたしますと思います。もう受賞を受けに行った時点で、小矢部の部数が92まで下がってきており、現在は少なくなってきていますので、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>政策提案の実施とありましたが、意見の取りまとめをお願いすると書かれているのは、農業委員の中での意見の集約ですか。例えば、第三者に意見を聞くとかそういう話ではなくて、この提案書の中身を見て、思い立ったことがあればということによろしいですか。</p>
事務局	<p>これは、小矢部市の農業委員会としてまとめるということになりますので、農業委員会からの提案ということで、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>具体的な内容でもいいですし、持ってきていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>他にございませんか。無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p>

	閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さん、長時間に亘り、慎重審議どうもありがとうございました。ゴールデンウィークが始まって、天気が良かったのですが、後半からは天気も下るようです。当分、農作業に従事することになりますが、体に気を付けて6月の総会で元気な顔が見られるよう、よろしくお願いします。本日はどうもご苦労さまでした。
	—5月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成30年5月2日

会長

議事録署名委員 20番

2番